

江別市

ごみステーション等の設置の手引き

(一般住宅)

◆この手引きは、ごみステーション等の設置について必要な基準を定めることで、市民の健康で快適な生活の確保を目的として作成しています◆

江別市は「家庭ごみ収集の有料化」を実施しています

有料 「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」・「大型ごみ」

無料 「資源物」：びん、かん、ペットボトル、白色トレイ、紙パック

「危険ごみ」：スプレー缶・ガスカセット缶、蛍光管、乾電池、ボタン電池、小型充電式電池、ガス・オイルライター、水銀入りの温度計・体温計

※ ごみ・資源物の分別や出し方については「ごみと資源物の分別の手引き」をご覧ください。

※ ごみ・資源物は、収集日の朝、8時45分までに定められたごみステーション等に出してください。

※ 大型ごみの収集の申し込みは、大型ごみ受付センターになります。

令和2年10月
生活環境部環境室

一般住宅のごみステーションの設置について

概要

この手引きは、ごみステーションの位置や新設、移動、分割、出す場所などについてわかりやすいように作成しています。

ごみステーションの位置

- 1 ごみステーションの位置は、ごみステーションを利用しようとする方々で相談していただいたのち、市と協議して決めることとなります。ただし、土地区画整理事業・宅地造成事業については、予め開発事業者がごみステーションの位置・利用者の範囲等を市および住民組織などと協議を行い決めることとなります。
- 2 1箇所のごみステーションは、維持管理や環境衛生面の点から、10戸前後での利用を基準としています。
- 3 共同住宅の地先には、一般家住宅のごみステーションの設置は避けてください。
※ 共同住宅は敷地内に入居者専用のごみステーションを設置することになって
います。
- 4 交差点、横断歩道など道路交通法に抵触する場所を避けてください。
- 5 歩道又は道路側端上に、ごみステーションに付帯する固定式の設備等は通行の妨げになることから設置しないでください。

ごみステーションを設置できない場所

次の場所には設置できません。

- カーブ等見通しの悪い場所
- 急勾配の場所
- 消火栓、交差点や横断歩道の側端並びに道路の曲がり角から5m以内の場所
- バスの停留所および踏切の側端から10m以内の場所
- 公園、空き地、子どもが出入りする箇所に隣接する場所
- 回転または方向転換ができない袋路状の場所
- その他、危険と思われる場所

ごみステーション位置の移動・変更・分割

ごみステーションを新設、移動、分割する場合は、変更する2週間前までにごみステーションを利用する方々で相談していただいたのち、市と協議していただきます。

また、ごみステーションの輪番制が決まっている場合も、変更する2週間前までに市に連絡してください。

ごみを出す場所

- 1 普段利用している以外のごみステーションにごみを出すと、そのごみステーションが多量になり、その地域の方々の迷惑になります。必ず、普段利用しているごみステーションに出してください。

※1 維持管理をするうえで、ごみステーションを普段利用している方の確認をお願いしています。

※2 家庭から排出されるごみについては、法律によりその市町村内で処理することになっていますので、江別市外に持ち出すことは絶対にお止めください。

2 大型ごみの申込みについては、「大型ごみ受付センター（TEL380-6000）」に直接申し込むことになります。

※ 大型ごみは、「住所・氏名・電話番号・ごみの品目・個数・収集希望日」等を受付センターに伝え、「大型ごみ処理シール」を販売店で購入し、受付番号を記入したうえで、ごみに貼付し、決定された場所に出すことになります。

3 大型ごみを出す場所は、申込者の敷地内になります。ただし、敷地内に出せない場合は、地先の歩道または道路側端上になりますが、この場合は申込時に伝えてください。

お問合せ

生活環境部 環境室 廃棄物対策課

郵便番号 067-0051

住所 江別市工栄町14番地の3

TEL (011) 383-4217

FAX (011) 382-7240

環境事務所(環境室)位置図

